

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和7年12月23日

分任支出負担行為担当官
近畿農政局東条川二期農業水利事業所長 渡部 光紀

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 スピーカー付きマイク外19件購入
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和8年2月20日まで
- (4) 納 入 場 所 近畿農政局東条川二期農業水利事業所

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省府統一資格）「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加有資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から、近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
〒673-1431 兵庫県加東市社490番地66
近畿農政局東条川二期農業水利事業所 庶務課経理係 久保田・高木
電話 0795-42-0600

- (2) 電子媒体による交付場所

- ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- イ 近畿農政局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 見積書の提出場所及び期限

- (1) 見積書の提出場所
上記3の(1)または(2)アに同じ

(2) 見積書の提出期限

令和8年1月7日 午前9時00分から令和8年1月13日 午後5時00分まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の（1）宛てに持参若しくは郵送（送達過程が記録される簡易書留等に限る。）又は電子調達システムにより送信すること。

なお、全省庁統一資格を有する者である場合は、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を併せて持参若しくは郵送すること。（電子調達システムによる場合は必要ない。）

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

令和8年1月14日 午前10時00分から

(2) 場所

近畿農政局東条川二期農業水利事業所

6 見積依頼公告、仕様等に関する質問または同等品についての確認

この見積依頼公告及び仕様書等に対する質問がある場合は、または同等品についての確認を受ける場合は令和8年1月5日 午後5時00分までに、電子メールにより提出すること。提出の際は下記を参考にすること。

（1）質問受付日時：令和8年1月5日 午後5時00分まで

（2）提出先：to:jogawa_keiri@maff.go.jp

（3）メール件名：「スピーカー付きマイク外19件購入」について

（4）メール本文への記載事項：事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

（5）同等品または同等品以上の品の確認を受ける場合は、カタログ等仕様のわかる書類を添付すること。なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）の持参もしくは郵送により上記3（1）宛てに提出すること。ただし、電話による質問の受付は行わない。

回答は、令和8年1月7日に近畿農政局ホームページに掲載する。

7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局東条川二期農業水利事業所オープンカウンター方式実施要領による。

お 知 ら せ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf をご覧下さい。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。詳しくは調達ポータルホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html> をご覧下さい。